

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年5月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第34号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（平成27年静岡県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

<p>第5条 <u>法第2条第1項第7号</u>に規定する営業（ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「令」という。）第7条に規定する営業に限る。）を営む風俗営業者は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間内においてその営業を営んではならない。</p>	<p>第5条 <u>第3条の規定にかかわらず、法第2条第1項第4号</u>に規定する営業（ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「令」という。）第7条に規定する営業に限る。）を営む風俗営業者は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間内においてその営業を営んではならない。</p>
---	--

<p>第5条 <u>法第2条第1項第7号</u>に規定する営業（ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「令」という。）<u>第7条</u>に規定する営業に限る。）を営む風俗営業者は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間内においてその営業を営んではならない。</p>	<p>第5条 <u>第3条の規定にかかわらず、法第2条第1項第4号</u>に規定する営業（ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「令」という。）<u>第8条</u>に規定する営業に限る。）を営む風俗営業者は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間内においてその営業を営んではならない。</p>
--	---

地域	数値		
	昼間	夜間	深夜
(略)			

地域	数値		
	昼間	夜間	深夜
(略)			

備考
1 「昼間」とは、 <u>日出時から日没時まで</u> の時間をいう。
2 「夜間」とは、 <u>日没時から翌日の午前零時まで</u> の時間をいう。
3 「深夜」とは、午前零時から <u>日出時</u> までの時間をいう。以下同じ。

備考
1 「昼間」とは、 <u>午前6時後午後6時前</u> の時間をいう。
2 「夜間」とは、 <u>午後6時から翌日の午前零時前</u> の時間をいう。
3 「深夜」とは、午前零時から <u>午前6時</u> までの時間をいう。以下同じ。

を

地域	数値		
	昼間	夜間	深夜
(1) 都市計画法第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域（ <u>第3条第1項第1号の公安委員会規則で定める地域を除く。</u> ）	(略)		
(2) <u>第3条第1項</u> に定める地域（(1)に掲げる地域を除く。）	(略)		
(略)	(略)		
備考			
1 「昼間」とは、 <u>日出時から日没時まで</u> の時間をいう。			
2 「夜間」とは、 <u>日没時から翌日の午前零時まで</u> の時間をいう。			
3 「深夜」とは、午前零時から <u>日出時</u> までの時間をいう。以下同じ。			

地域	数値		
	昼間	夜間	深夜
(1) 都市計画法第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域（ <u>第2条第1項第1号の公安委員会規則で定める地域を除く。</u> ）	(略)		
(2) <u>第2条第1項</u> に定める地域（(1)に掲げる地域を除く。）	(略)		
(略)	(略)		
備考			
1 「昼間」とは、 <u>午前6時後午後6時前</u> の時間をいう。			
2 「夜間」とは、 <u>午後6時から翌日の午前零時前</u> の時間をいう。			
3 「深夜」とは、午前零時から <u>午前6時</u> までの時間をいう。以下同じ。			

に、

第13条の2 (略)

第13条 (略)

を

<p>第13条の2 法第28条第5項第1号口に規定する地域は、<u>第12条第1項各号</u>に定める営業の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める地域とする。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>第13条 法第28条第5項第1号口に規定する地域は、<u>第11条第1項各号</u>に定める営業の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める地域とする。</p> <p>2～5 (略)</p>	に、
--	--	----

<p>第15条 (略)</p>	<p>第19条 (略)</p> <p>(<u>風俗環境保全協議会を置く地域</u>)</p> <p>第20条 法第38条の4の条例で定める地域は、<u>公安委員会規則で定める地域とする。</u></p>	を
------------------------	---	---

<p>第15条 法第33条第1項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、<u>第3条第1項第1号</u>及び第2号に定める地域においては、深夜において、その営業を営んではならない。</p> <p>別表第1 (<u>第12条、第13条の2</u>関係) (略)</p> <p>別表第2 (<u>第12条、第13条の2</u>関係) (略)</p> <p>別表第3 (<u>第12条</u>関係) (略)</p> <p>別表第4 (<u>第12条</u>関係) (略)</p>	<p>第19条 法第33条第1項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、<u>第2条第1項第1号</u>及び第2号に定める地域においては、深夜において、その営業を営んではならない。</p> <p>(<u>風俗環境保全協議会を置く地域</u>)</p> <p>第20条 法第38条の4の条例で定める地域は、<u>公安委員会規則で定める地域とする。</u></p> <p>別表第1 (<u>第11条、第13条</u>関係) (略)</p> <p>別表第2 (<u>第11条、第13条</u>関係) (略)</p> <p>別表第3 (<u>第11条</u>関係) (略)</p> <p>別表第4 (<u>第11条</u>関係) (略)</p>	に
---	--	---

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。